参考2 （仮称）「奈良県少子化対策プラン」国の指針による対象範囲

下記の　　の部分

分　野	次世代育成支援行動計画の範囲 〈根拠法：次世代育成支援対策推進法〉 任意計画	子ども・子育て支援事業支援計画の範囲 〈根拠法：子ども・子育て支援法〉 義務計画
（1）地域における子育ての支援	ア　地域における子育て支援サービスの充実 イ　保育サービスの充実 ウ　子育て支援のネットワークづくり エ　子どもの健全育成 オ　地域における人材育成	新たな項目 ア　区域設定 イ　幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保の内容・実施時期」 ウ　認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進方策 エ　保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上 オ　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 カ　幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	ア　切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策 イ　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ウ　「食育」の推進　　エ　子どもの健やかな成長を見守る地域づくり オ　小児医療の充実　　カ　小児慢性特定疾病対策の推進 キ　不妊に悩む方に対する支援の充実	
（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア　次代の親の育成 イ　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ウ　家庭や地域の教育力の向上 エ　子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
（4）子育てを支援する生活環境の整備	ア　良質な住宅の確保　　イ　良好な居住環境の確保 ウ　安全な道路交通環境の整備　　エ　安心して外出できる環境の整備 オ　安全・安心まちづくりの推進等	
（5）職業生活と家庭生活との両立の推進等	ア　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し イ　仕事と子育ての両立のための基盤整備 → 同じ内容	ア　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し イ　仕事と子育ての両立のための基盤整備
新たな項目 （6）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	（結婚支援、妊娠・出産等に関する正確な情報提供、社会環境の整備等）	
（7）子ども等の安全の確保	ア　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 イ　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ウ　被害に遭った子どもの保護の推進	
（8）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	ア　児童虐待防止対策の充実 イ　社会的養護体制の充実 ウ　母子家庭等の自立支援の推進 エ　障害児施策の充実 → 同じ内容	ア　専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携 ・児童虐待防止対策の充実 ・社会的養護体制の充実 ・母子家庭等の自立支援の推進 ・障害児施策の充実